

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 3 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600750号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600266号

第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B社）における平成19年7月25日の標準賞与額を17万5,000円、同年12月25日及び平成20年7月25日の標準賞与額を17万1,000円、同年12月25日の標準賞与額を17万6,000円、平成23年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額を19万2,000円、同年12月25日の標準賞与額を18万8,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日、平成23年12月22日、平成24年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日、平成23年12月22日、平成24年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和58年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成19年7月25日
② 平成19年12月25日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月25日
⑤ 平成23年12月22日
⑥ 平成24年7月25日
⑦ 平成24年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書（控）」及び平成19年分、平成20年分、平成23年分、平成24年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間①から⑦までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主から提出された平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万5,000円、請求期間②は17万1,000円に訂正し、請求期間③から⑦までに係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は17万1,000円、請求期間④は17万6,000円、請求期間⑤及び⑥は19万2,000円、請求期間⑦は18万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600751号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600267号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成21年7月24日の標準賞与額を21万5,000円、平成22年12月24日及び平成23年7月25日の標準賞与額を23万5,000円、同年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額を23万円、同年12月25日及び平成25年7月25日の標準賞与額を24万4,000円、同年12月25日の標準賞与額を23万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日、平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日、平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成21年7月24日
② 平成22年12月24日
③ 平成23年7月25日
④ 平成23年12月22日
⑤ 平成24年7月25日
⑥ 平成24年12月25日
⑦ 平成25年7月25日
⑧ 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書（控）」及び平成21年分から平成25年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間①から⑧までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は21万5,000円、請求期間②及び③は23万5,000円、請求期間④及び⑤は23万円、請求期間⑥及び⑦は24万4,000円、請求期間⑧は23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600752号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600265号

第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B社）における平成21年7月24日の標準賞与額を21万5,000円、平成22年12月24日及び平成23年7月25日の標準賞与額を23万5,000円、同年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額を23万円、同年12月25日の標準賞与額を22万5,000円、平成25年7月25日の標準賞与額を24万4,000円、同年12月25日の標準賞与額を23万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月24日、平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月24日、平成22年12月24日、平成23年7月25日、同年12月22日、平成24年7月25日、同年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和44年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：
- ① 平成21年7月24日
 - ② 平成22年12月24日
 - ③ 平成23年7月25日
 - ④ 平成23年12月22日
 - ⑤ 平成24年7月25日
 - ⑥ 平成24年12月25日
 - ⑦ 平成25年7月25日
 - ⑧ 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書（控）」及び平成21年分から平成25年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間①から⑧までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は21万5,000円、請求期間②及び③は23万5,000円、請求期間④及び⑤は23万円、請求期間⑥は22万5,000円、請求期間⑦は24万4,000円、請求期間⑧は23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600754号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1600268号

第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B社）における平成24年12月25日及び平成25年7月25日の標準賞与額を22万5,000円、同年12月25日の標準賞与額を22万1,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月25日、平成25年7月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和57年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年12月25日
② 平成25年7月25日
③ 平成25年12月25日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「給料支払明細書（控）」、平成24年分及び平成25年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに同社からの回答により、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、事業主から提出された「給料支払明細書（控）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は22万5,000円、請求期間③は22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年9月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。